

(様式2)

京丹後市文化財保存活用地域計画の概要（案）

1 趣旨

平成31年4月1日の文化財保護法改正に伴い、保存と活用をはかりながら文化財を後世に伝えるため、市町村は文化財保存活用地域計画の策定ができるようになりました。

京丹後市では、平成18年9月に「京丹後市文化財マスタープラン」を策定し、網野銚子山古墳の整備などを進めてきました。

しかし「京丹後市文化財マスタープラン」策定から15年近くが経過し、文化財保護法改正等の大きな社会変動を受け、文化財の保存・活用の方向性を示す必要があったことから、文化財保護法による京丹後市文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁へ認定申請することとしました。

つきましては、「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）」について、市民のみなさんからの意見を募集します。

2 計画期間について

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

3 内容について

序章

計画作成の背景・目的、位置づけなどについて記述しています。

第1章 京丹後市の概要

京丹後市の自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景について記述しています。

第2章 文化財の概要

これまでの文化財把握調査、指定文化財、未指定文化財の概要などから、市内の文化財の特徴について分野ごとに記述しています。

第3章 歴史文化の特徴と関連文化財群

第1章・第2章の内容をもとに、京丹後市の歴史文化の特徴を「丹後半島における多彩な交流・交易、人々の暮らしが生み出した歴史文化」とし、11のストーリーにまとめ記述しています。

第4章 文化財の保存・活用に関する将来像・基本目標

京丹後市らしさを生み出す歴史文化や文化財、さらにはこれまで地域で育んできた暮らしの知恵や息遣いなどを「光」として捉え、おおむね20年を見据えた将来像、今後10年間で実現する5つの基本目標を設定しています。

(様式2)

第5章 文化財の保存・活用に関する課題・基本方針

基本目標に対する現状と課題を記述するとともに、第3章で設定した関連文化財群ごとの現状と課題を記述し、文化財の保存・活用の基本方針を設定しています。

第6章 文化財の保存・活用に関する措置

基本目標に対して設定した基本方針をもとに包括的な措置を記述するとともに、関連文化財群ごとの措置を記述しています。

第7章 文化財の防災・防犯の推進

文化財の防災・防犯に関する現状・課題と、これに対する方針・措置などを記述しています。

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

計画策定後の進捗管理および推進体制について記述しています。

4 文化庁への認定申請の時期について

パブリックコメント、京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会、京丹後市文化財保護審議会の意見を踏まえ、教育委員会での承認後、令和4年8月末に文化庁へ提出予定。
令和4年12月文化庁認定予定。